

熊本市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する実施要綱

制定	平成18年	6月22日	健康福祉局長決裁
改正	平成22年	4月1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成25年	3月7日	健康福祉子ども局長決裁
	平成25年	8月15日	高齢介護福祉課長決裁
	平成25年	8月30日	高齢介護福祉課長決裁
	令和4年	6月24日	介護保険課長決裁
	令和5年	3月22日	健康福祉局長決裁
	令和7年	3月25日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条及び第57条の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が、住宅改修費の支給を受ける権限を住宅改修の施工を請負った者（以下「施工業者」という。）に委任することで、施工業者が保険者から住宅改修費の支給を直接、受領する方法（以下「受領委任払い」という。）により行う場合に、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第2条 住宅改修費の支給を受領委任払いにより申請することができる者は、被保険者証に法第66条第1項に基づく支払方法変更の記載がない者（第2号被保険者にあつては、被保険者証に法第68条第1項に基づく保険給付の差止の記載がない者）とする。

(委任)

第3条 受領委任払いによる支給の申請を行うときは、被保険者は施工業者に対し、当該住宅改修費の支給に係る申請の申請の申請の手続及び受領の権限を委任するものとする。

(施工業者)

第4条 対象者から前条の規定による委任を受けることのできる施工業者は、熊本市及び近隣の市町村に事業所を有して事業を営む者で、被保険者に代わって住宅改修費の申請手続き等ができる者とする。

(施工業者の責務)

第4条の2 施工業者は、住宅改修費の支給に係る施工及び申請手続き等については、本要綱及び介護保険法並びにその他関係規定を遵守しなければならないものとする。また、以下に定める事象が発覚した場合は、発覚以後、受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けることができないものとする。

- (1) 法令等に違反した場合
- (2) 虚偽又は不適切な申請、工事の施工及び申告を行った場合
- (3) 悪意又は重過失で被保険者との間に問題を生じさせた場合

2 前項の規定により、受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けることができないものとされた施工業者は熊本市ホームページ上に公表されることがある。

(工事着工前の申請)

第5条 第3条の規定による委任を受けた施工業者（以下「受任業者」という。）は、当該住宅改修を着工する前に、次に掲げる書類を市長に提出し、当該住宅改修が保険給付として適当かどうかについて市長の確認を受けるものとする。

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）
- (2) 介護支援専門員その他作成することを市長が認めた者が作成する住宅改修が必要な理由書
- (3) 当該申請に係る改修費用の見積り及びその内訳がわかるもの
- (4) 施工の前に撮影した対象箇所の写真（改修予定箇所が客観的に判別でき、日付の入ったもの）

(5) 当該申請に係る改修工事の内容がわかる図面等

(6) 当該申請に係る改修について住宅所有者から承諾を得たことが確認できる書類（住宅所有者が被保険者と異なる場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認めるもの

（工事着工前の申請に対する審査）

第6条 市長は前条の規定により提出された書類等を審査し、当該住宅改修の適否を対象者に対し受領委任払い事前申請承認（不承認）決定通知書にて通知するものとする。

（工事完了後の申請）

第7条 受任業者は、住宅改修が完了したときは、市長に次に掲げる書類を添えて住宅改修費の申請を行うものとする。

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

(2) 当該申請に係る改修費用のうち、対象者自己負担分の領収書

(3) 改修後の写真（改修箇所が客観的に判別でき、日付の入ったもの）

(4) 請求の内訳がわかる工事内訳書（見積書の内訳と変更があった場合に限る）

(5) その他市長が必要と認めるもの

（住宅改修費の支給）

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類等を検査し、その申請を適当と認めたときは、対象者及び受任業者に対しその旨を通知し、受任業者に住宅改修費を支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該住宅改修を行った被保険者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

（検査等）

第9条 市長は、法第45条第8項及び法57条第8項の規定に基づき、被保険者又は受任業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは受任業者の事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査する ことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。